

防重点健康教育及びがん検診を実施するに際しての指針を定めたところである。

都道府県におかれては、「都道府県がん対策推進事業」、「がん検診受診促進企業連携委託事業」等の各種補助事業・委託事業の活用により、がん検診の受診勧奨や啓発事業等に対する積極的な取組について、特段のご配慮をよろしく願います。

併せて、上記指針に基づき、科学的根拠に基づく種類・方法等によるがん検診が、それぞれ指針に基づき、全市町村において住民に対し提供されるよう、指針に基づく精度管理・事業評価を実施していない市町村、指針に基づく種類・方法等によるがん検診を実施していない市町村、がん検診の受診者に人数制限を加えている市町村に対する指導・助言方よろしく願います。

また、次期基本計画に基づき、厚生労働省においては、がんの検診項目、精度管理、受診率向上のための取組について検討する予定としている。

なお、平成24年1月1日時点における市町村がん検診の実施状況等について、近日中に都道府県を通じて調査を行う予定としているので、御協力方よろしく願います。

6. がん診療連携拠点病院の整備について（参考9）

「がん医療水準の均てん化」については、これまでもがん対策における重要課題の一つとして推進してきており、平成13年度から、2次医療圏に1カ所程度を目安として「地域がん診療拠点病院」の整備を進めてきた。質の高いがん医療体制を確保するとともに、地域の医療機関との診療連携を推進し、患者等に対する相談支援機能も強化するという観点から、体系及び指定要件等の見直しを行い、平成18年2月1日付けで「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）を策定し、各都道府県に通知した。

がん診療連携拠点病院は、がん医療水準の均てん化を促進する上で中心的な役割を担うものであり、その責任は極めて重いことから、各都道府県におかれては、貴管内がん診療連携拠点病院に対して、「がん診療連携拠点病院機能強化事業」等の補助金も活用し、その役割を担うよう指導をお願いする。

一方、がん診療連携拠点病院については拠点病院間に診療実績の格差があること、2次医療圏に原則一つとされているため、すでに同じ医療圏に拠点病院が指定されている場合は、拠点病院と同等またはそれ以上の診療を提供していても指定することが出来ないこと、さらに国指定の拠点病院に加え、県が独自の要件に従って拠点病院等を指定しており、わかりにくくなっていることなどの課題がある。次期基本計画に基づき、厚生労働省においては、国や県の指定する拠点病院のあり方について検討を進めるとともに、各病院の診療実績等を分かりやすく情報提供することについても検討することを予定している。

平成24年度以降の指定を希望する医療機関については、「がん診療連携拠点病院の新規指定及び現況報告について」（平成20年9月1日付け健総発第0901001号健康局総務課長通知）により、平成23年10月末までに、指針に規定する所定の要件を充足

した上で、新規指定及び現況報告を行っていただいたところである。

当該申請については、資料10のとおり、平成24年3月9日に開催予定の「第8回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」において、以前条件付きで拠点病院の指定を行った都道府県及び今年度新規に拠点病院の指定を推薦する都道府県等から、個別にご説明いただいた上で検討を行い、平成23年度内に指定の手続きを行う予定である。

参 考 资 料

— 参 考 資 料 目 次 —

1. がんに関する統計(平成24年1月13日現在)	資-1
2. がん対策基本法	資-4
3. がん対策推進基本計画	資-5
4. がん対策推進基本計画の見直しについて.....	資-6
5. 平成24年度厚生労働省がん対策予算案の概要	資-8
6. 小児がん対策について	資-14
7. 在宅緩和ケア地域連携事業	資-16
8. がん登録とは	資-18
9. 緩和ケア研修について	資-19
10. がんの早期発見	資-22
11. がん検診受診率の国際比較	資-23
12. 都道府県別がん検診受診率(平成22年国民生活基礎調査による) ...	資-24
13. がん検診受診率向上に係る組織体制	資-28
14. がん検診受診促進企業連携推進事業	資-29
15. がん診療連携拠点病院制度	資-31
16. がん診療連携拠点病院の指定更新等に係る今後のスケジュール	資-32

